

## 遺族年金制度の課題と展望

菊池 馨実\*

### 抄 録

公的年金は、日本の社会保障制度の中でも、所得保障の中核を担う制度として発展してきた。なかでも遺族年金は、主たる生計維持者の死亡後における遺族の生活保障に寄与し、これらの者が貧困に陥るのを防ぐ役割を果たしてきた。本稿では、遺族年金の歴史的展開過程や現況、支給要件を中心とした仕組みを概観するとともに、配偶者要件と生計維持要件をめぐる法的論点につき検討した。そのうえで、遺族年金の支給要件に関する男女差をめぐる裁判例の動向を紹介しながら、変容する社会経済状況を前提とした遺族年金のあり方について論じた。遺族年金のあり方が、婚姻法秩序や労働市場のあり方との関係を抜きにしては論じられないことを踏まえながらも、「あるべき社会」に向けて最低限必要な制度改革を怠ることのないよう、適時適切に政策論議を積み重ねていく必要がある。

キーワード：遺族年金，国民年金，厚生年金保険，生計維持要件，配偶者要件

社会保障研究 2016, vol.1, no.2, pp.354-369.

### I はじめに

公的年金は、社会保障制度の中でも、所得保障の中核を担う制度として発展してきた。ただし、多くの国民が関心を持ち、また多くの場合、政策・制度のあり方が論じられるのは、老齢年金である。公的年金は、老齢・障害・遺族という3つの仕組みから成り立っているものの、遺族年金に焦点が当たることはそれほど多くなかったと言える。しかし、遺族年金は、主たる生計維持者の死亡後における遺族の生活保障に寄与し、これらの者が貧困に陥るのを防ぐ役割を果たしてきた。

本稿では、遺族年金制度に焦点を当て、その歴

史的展開や概況、現行制度の仕組みを確認するとともに、遺族年金制度を取り巻く課題と展望について、若干の考察を行うものである。その際、遺族年金をめぐる法的紛争が少なくないことから、主要な法律上の論点と裁判例の動向についても適宜みておきたい。

以下では、2で、遺族年金の歴史的展開と現況を確認した後、3で、支給要件を中心とした遺族年金の仕組みを明らかにする。その際、配偶者要件と生計維持要件をめぐる法律問題については節を改めて検討を行う。次いで、4では、家族の多様化、女性の就労促進など社会状況が大きく変化しつつある現状を踏まえて、遺族年金のあるべき方向性について、裁判例の動向も踏まえながら、支給要

\* 早稲田大学法学学術院 教授

件に係る男女差の問題を中心に論じることにしたい。

なお、本稿では、公的年金の中核である国民年金法と厚生年金保険法を中心に検討することをあらかじめお断りしておく。

## II 遺族年金の歴史と概況

### 1 遺族年金の歴史

まず、日本の遺族年金の大まかな歴史の変遷を、本稿の主たる考察対象である支給要件を中心にみておきたい。

日本の公的年金は、創設当初から、老齢年金のみならず障害・遺族年金をその一部として包含していた。厚生年金保険の前身である労働者年金保険法（1941〔昭和16〕年成立）においても、死亡が、老齢、廃疾、脱退と並ぶ保険事故とされ、遺族年金が、養老年金、廃疾年金及び廃疾手当金、脱退手当金とともに保険給付の一部とされた。遺族年金は、当初、養老年金を受けるに必要な資格期間を満たしている者が死亡したときに、その遺族（死亡者と死亡当時から同一戸籍内にあり、死亡当時その者によって生計を維持されていた配偶者、子、父母、孫、祖父母）に支給するものとされ、支給期間10年の有期年金であった〔厚生省（1988）、p.559〕。名称を厚生年金保険法に改め、職員や女子を適用対象とした1944（昭和19）年同法改正では、支給期間を10年から終身年金に改めるとともに、業務上の事由による死亡を中心に充実が図られた（戦後、労働者災害補償保険法〔1947（昭和22）年〕の実施までは、業務上外を問わず、労働者年金保険ないし厚生年金保険の対象とされていた。〔厚生省（1988）、p.563〕）。戦後になると、給付の充実改善の観点から、1948（昭和23）年改正により寡婦年金、鰥夫年金及び遺児年金の新設などがなされた。

財政方式を完全積立方式から修正積立方式に変更した1954（昭和29）年厚生年金保険法改正では、従来の遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金及び遺児年金を遺族年金に統一し、（ア）老齢年金の受給資格期間を満たしている者、（イ）6カ月以上在職して

いる被保険者、（ウ）1、2級の障害年金受給者等が死亡した場合に支給することとした。また遺族年金を受ける資格のある遺族の範囲を、（ア）被保険者等の死亡当時その者によって生計を維持していた子（18歳未満若しくは「不具廃疾」のため労働能力がないもの）と生計を同じくしている妻、（イ）40歳以上の妻（55歳までは支給停止）、（ウ）18歳未満若しくは「不具廃疾」である子若しくは孫、（エ）60歳以上の夫、父母、若しくは祖父母とした〔厚生省（1988）、p.871〕。

1959（昭和34）年に成立した国民年金法により、いわゆる国民皆年金が実現した。同法では、拠出制年金として、母子年金、遺児年金及び寡婦年金、補完的、経過的な福祉年金として、母子福祉年金が設けられた。このうち、拠出制の母子年金の支給要件は、被保険者が夫と死別し、夫によって生計を維持していた18歳未満の子（20歳未満の廃疾の状態にある子を含む）の生計を維持する場合において、その者が所定の保険料納付要件を満たしていることとされた。また、拠出制の遺児年金は、被保険者又はかつて被保険者であった者が死亡した場合で、その者が死亡前に所定の保険料納付要件を満たしているときに、その者によって生計を維持していた18歳未満の子（20歳未満の廃疾の状態にある子を含み、生計を同じくする父又は母がいるときを除く）に支給することとし、拠出制の寡婦年金は、被保険者又はかつて被保険者であった65歳未満の夫が死亡した場合で、その夫が死亡前に老齢年金の支給要件を満たすに必要な保険料を納付しているとき（その夫が障害年金の受給権者であったことがあるときを除く）に、その夫と10年以上婚姻関係を継続した妻に、60歳から65歳までの間、支給することとした〔厚生省（1988）、pp.1396-1397〕。

1961（昭和36）年同法改正では、配偶者のいない女子（祖母や姉など）が孫、弟妹と生計を同じくしている場合において、これらの者の生計を維持していた者が死亡したときに、準母子年金を支給することとするとともに、母子年金、準母子年金及び遺児年金の受給資格期間である3年を短縮し、1年間の保険料納付で支給できることとした

〔厚生省（1988）, p.1400〕。

1965（昭和40）年厚生年金保険法改正では、遺族年金を受けることのできる妻についての年齢制限及び妻に対する遺族年金の若年停止を廃止した〔厚生省（1988）, p.1412〕。

1966（昭和41）年国民年金法改正では、母子年金、準母子年金及び遺児年金の拠出要件について、被保険者期間が引き続いていなくても、（ア）直近の基準月の前月までの被保険者期間が合算して3年以上あり、その期間のうち最近の3年間で保険料納付済期間若しくは保険料免除期間で満たされているか、（イ）又は直近の基準月の前月までの被保険者期間が合算して1年以上あり、かつ、その期間のうち最近の1年間で保険料納付済期間で満たされていればよいこととした〔厚生省（1988）, p.1415〕。

1976（昭和51）年厚生年金保険法改正では、遺族年金の寡婦加算制度の創設、通算遺族年金の創設がなされ、同年国民年金法改正でも、遺族年金の通算制度が創設された〔厚生省（1988）, pp.1840-1841〕。1980（昭和55）年国民年金法改正では、母子年金、準母子年金の受給権者で、他制度から遺族年金を受けることができない者に対して、母子加算及び準母子加算を設けることとした〔厚生省（1988）, p.1847〕。

1985（昭和60）年改正では、基礎年金制度の導入に際し、遺族年金についても、1階部分が全国国民共通の基礎年金、2階部分が報酬比例年金という2階建ての仕組みとなった。これに伴い、従来の国民年金法における母子年金、準母子年金及び遺児年金を遺族基礎年金に統合し、被保険者等が死亡したときに、その者によって生計を維持していた（ア）18歳未満の子と生計を同一にしている妻、（イ）死亡した者の18歳未満の子に支給することとした（妻が遺族基礎年金を受給している間は、子に対する遺族基礎年金は支給停止）。保険料納付要件としては、死亡日前に、死亡した者について、保険料納付済期間及び保険料免除期間が加入期間の3分の2以上あるか、又は老齢基礎年金の受

給資格期間を満たしていることが必要であるとした。遺族厚生年金の支給要件についても、遺族基礎年金の受給資格要件を満たしている厚生年金保険の被保険者、又は老齢厚生年金の受給資格要件を満たしている者等が死亡したときに、その者によって生計を維持されていた遺族に対して支給することとし、遺族の範囲を、（ア）遺族基礎年金の支給対象となる遺族（子のある妻、子）のほか、（イ）子のない妻、（ウ）55歳以上の夫、父母、（エ）18歳未満の孫、（オ）55歳以上の祖父母とした（夫、父母、祖父母については60歳から支給。〔厚生省（1988）, pp.1864-1866〕。さらに中高齢寡婦加算を創設し、夫の死亡時35歳以上であって、40歳以上65歳未満で生計を同じくする子のない妻に対し、遺族基礎年金の4分の3の額を遺族厚生年金に加算することとした。

1994（平成6）年改正では、子等の年齢要件を改善し、遺族基礎年金の支給要件等となる子等の範囲を18歳に到達する年度の年度末までとするとともに、遺族厚生年金及び老齢厚生年金の受給権を有する者について、遺族厚生年金の額の3分の2に相当する額及び老齢厚生年金の額の2分の1に相当する額を併給できるものとした。

2004（平成16）年改正では、若齢期の妻に対する遺族厚生年金を見直し、夫の死亡時に30歳未満で子を養育しない妻等に対する遺族厚生年金について、5年間の有期給付とするとともに、中高齢寡婦加算について、支給要件となる年齢を、夫死亡時40歳以上に引き上げた。また遺族厚生年金と老齢厚生年金の併給を見直し、自身の老齢厚生年金を全額支給するとともに、改正前の制度の下で支給される額を自分自身の老齢厚生年金の額と比較して、後者の額が少額の場合、その差額を遺族厚生年金として支給することとした。

2012（平成24）年改正では、遺族基礎年金の対象者を父子家庭に拡大した。

## 2 遺族年金の概況

共済年金を含む公的年金に係る政府統計<sup>1)</sup>によ

<sup>1)</sup> 国立社会保障・人口問題研究所（2016）, pp.98-103。

れば、2013（平成25）年度末現在、老齢年金（退職年金）の受給権者数が新制度分67,552,606人、旧制度分2,578,698人であるのに対し、遺族年金の受給権者数は新制度分6,597,424人、旧制度分（通算遺族を含む）746,044人、老齢年金（退職年金）の年金総額が新制度分44,178,029百万円、旧制度分（通算遺族を含む）3,189,046百万円であるのに対し、遺族年金の年金総額は新制度分6,603,985百万円、旧制度分（通算遺族を含む）739,278百万円となっている。また受給権者1人当たり年金額は、新制度分で老齢基礎年金年額663,366円、老齢厚生年金（老齢相当）同1,740,509円であるのに対し、遺族基礎年金同771,060円、遺族厚生年金同996,104円となっている。

これらの数値から推察されるように、遺族年金は、700万人以上（被扶養児童などを加えるとさらに多くの被扶養家族）の生活保障に一定の役割を果たしていることが伺える。

### Ⅲ 遺族年金の仕組み

#### 1 支給要件

##### (1) 遺族基礎年金

遺族基礎年金の支給要件としては、第1に、被保険者又は被保険者であった者が、(a) 被保険者の死亡、(b) 被保険者であった者で、日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満である者の死亡、(c) 老齢基礎年金の受給権者の死亡、(d) 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間（任意加入し得るのにしなかった期間などの合算対象期間〔カラ期間〕を含む）が25年に達した者の死亡、のいずれかに該当することが必要である。このうち(a)及び(b)の場合、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、その被保険者期間の3分の2以上が保険料納付済期間又は保険料免除期間で満たされていることが必要である（国年37条）。ただし、直近1年間に保険料納付済期間及び保険料免除期間があれば特例的に3分の2以上との要件は充足される（昭和60年改正法附則20条1項）。第2に、遺族基礎年金を受けることができる配偶者

又は子は、被保険者又は被保険者であった者の配偶者又は子であり、①被保険者又は被保険者であった者の死亡当時その者によって生計を維持し（生計維持要件）、かつ、②子については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子又は20歳未満で1級又は2級の障害の状態にある子で、かつ、婚姻していないこと、③配偶者については、②に掲げた子と生計を同じくすることを要する（同37条の2第1項）。子に対する遺族基礎年金は、配偶者が受給権を取得するとき、原則として支給停止され、生計を同じくするその子の父若しくは母があるときも、その間、支給停止される（同41条2項）。なお、ここにいる「配偶者」は、従来、「妻」と規定されていたのを、2012（平成24）年年金財政強化法により「配偶者」と改め、父子家庭を対象に加えたものである。

このように遺族基礎年金は、国民年金の被保険者等が死亡した場合に、その者によって生計を維持されていた配偶者又は子に支給されるものである。2012（平成24）年改正前は、「妻」を支給対象にしていたことから伺えるように、母子年金としての性格を有するものであった〔堀（2013）、p.475〕。

##### (2) 遺族厚生年金

遺族厚生年金の支給要件としては、第1に、被保険者又は被保険者であった者が、(a) 被保険者の死亡、(b) 被保険者であった者の、被保険者の資格を喪失した後、被保険者であった間に初診日がある傷病により当該初診日から起算して5年経過前の死亡、(c) 障害等級の1級又は2級の障害の状態にある障害厚生年金の受給権者の死亡、(d) 老齢厚生年金の受給権者又は保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間（任意加入し得るのにしなかった期間などの合算対象期間〔カラ期間〕を含む）が25年に達した者の死亡、のいずれかに該当することが必要である（厚年58条1項。(a) (b) (c) を短期要件の遺族厚生年金、(d) を長期要件の遺族厚生年金という）。このうち(a)及び(b)の場合、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間

があり、かつ、その被保険者期間の3分の2以上が保険料納付済期間又は保険料免除期間で満たされていることが必要である（同項但書）。直近1年間に保険料納付済期間及び保険料免除期間があれば特例的に3分の2以上との要件を充足するのは、遺族基礎年金と同様である。第2に、被保険者又は被保険者であった者の配偶者、子、父母、孫又は祖父母であって（父母、孫又は祖父母はそれぞれ先順位の者がいる場合、遺族にあたらぬ〔同59条2項〕。また妻が受給権を有する期間は、子に対する年金は原則として支給停止される〔同66条1項〕）、被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時、その者によって生計を維持し（生計維持要件）、かつ、①夫、父母又は祖父母については、55歳以上であること、②子又は孫については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子又は20歳未満で1級又は2級の障害の状態にある子で、かつ、婚姻していないこと、を要する（同59条1項）。夫、父母又は祖父母に対する遺族厚生年金は、受給権者が60歳に達するまでの期間、その支給を停止する（ただし、夫に対する遺族厚生年金については、当該被保険者又は被保険者であった者の死亡について、夫が国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有するときは、この限りでない。同65条の2）。先述したように、2004（平成16）年改正により、被保険者等の死亡当時、妻が30歳未満で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子又は20歳未満で1級又は2級の障害の状態にある子のいない場合、5年の有期支給となった。

このように遺族厚生年金は、厚生年金の被保険者等が死亡した場合に、その者によって生計を維持されていた遺族に対して支給されるものである。基本的に定額である遺族基礎年金と異なり、報酬比例であることから、従前生活保障の意味合いをもつということができるといえる〔堀（2013）、p.477〕。子のない妻にも支給される（ただし30歳未満の場合、5年の有期支給）ほか、遺族の範囲は遺族基礎年金よりも広いのに対し、子のある55歳未満の配偶者は妻のみに支給され（夫には未支給）、55歳以上60歳に達するまでの夫などは支給

停止とされる点で、遺族基礎年金よりも狭い。

なお遺族厚生年金には、中高齢寡婦加算の制度がある。すなわち（a）遺族厚生年金の受給権を取得した当時40歳以上65歳未満である妻か、又は、（b）40歳に達した当時18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子又は20歳未満で1級又は2級の障害の状態にある子と生計を同じくし65歳未満である妻に対し、夫の被保険者期間が240月（20年）あれば、遺族基礎年金額の4分の3に相当する加算がなされる（厚年62条1項）。このように、中高齢寡婦加算は、夫の死亡による遺族厚生年金の受給権を取得した中高齢の妻や、40歳に達した当時遺族基礎年金の受給権を有していた妻に対し、行われる加算である（妻が遺族基礎年金の受給権を有している間は支給停止される〔同65条1項〕）。

### （3）寡婦年金

（3）と（4）は国民年金法で設けられている第1号被保険者に対する独自の給付である。このうち寡婦年金は、夫が国民年金から給付を受けずに死亡し、かつ、夫の死亡による給付がなされない場合、妻に支給される。支給要件は、①死亡日の前日において、死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者としての保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上ある夫の死亡、②夫の死亡当時夫によって生計を維持し、かつ、夫との婚姻関係（事実上のものを含む）が10年以上継続した65歳未満の妻であること、③夫が障害基礎年金の受給権者であったことがなく、又は老齢基礎年金の支給を受けていなかったこと、である（国年49条）。

このように寡婦年金は、国民年金第1号被保険者である夫が死亡した場合に、その者によって生計を維持されていた妻に対して支給されるものである。遺族である妻の生活の保障という意味合いをもつといえる。

### （4）死亡一時金

死亡一時金は、①死亡日の前日において死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者としての

保険料納付済期間（及び保険料一部免除期間のうち保険料を免除されない分の期間）の月数が36月（3年）以上である者が死亡した場合において、その者に遺族があること、②死亡した者が老齢基礎年金又は障害基礎年金の支給を受けたことがないこと（ただし、遺族基礎年金を受けることができる者がある場合を除く）、を支給要件とする（同52条の2第1項・2項）。死亡一時金を受けることができる遺族の範囲及び順位は法定されており（同52条の3第1項）、未支給年金の場合と同一である。

このように死亡一時金は、第1号被保険者としての被保険者期間が一定月数以上である者が死亡した場合に、その者の遺族に対して支給される一時金である。

## 2 配偶者要件

公的年金制度の目的は、「健全な国民生活の維持及び向上に寄与すること」（国年1条）、「労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与すること」（厚年1条）である。こうした観点からみた場合、遺族年金において、民法上の婚姻関係の有無にかかわらず、主たる生計維持者と共同生活を営んでいた家族に対する、主たる生計維持者死亡後の生活保障の必要性は高いといえる。そこで、国民年金法及び厚生年金保険法では、「配偶者」「夫」及び「妻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとされている（国年5条8項・厚年3条2項）。ここにいう「届出をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にある者」とは、社会通念上夫婦の共同生活と認められる事実関係及びこのような関係を成立させようとする当事者間の合意が存在する場合の内縁関係上の当事者をいう<sup>2)</sup>。ただし、この点をめぐっては、従来より裁判上しばしば争われてきた。

第1に、いわゆる近親婚（民734条1項）にあたる反倫理的な内縁関係にあるものを含むかという論点がある。この点につき、最高裁判決には、夫の連れ子と同棲し、3人の子をもうけた事案につき配偶者性を否定した原審<sup>3)</sup>を是認し、「厚生年金保険の被保険者である亡Aと直系姻族の関係にある上告人は、仮に亡Aと内縁関係にあったとしても、厚生年金保険法3条2項の規定にいう『婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者』には当たらない」と判示したものが<sup>4)</sup>。その後、叔父と姪という傍系血族3親等の内縁関係の事案につき、最高裁の法廷意見は、社会倫理的配慮及び優生学的配慮という公益的要請を理由として禁止される近親者間における内縁関係は、「一般的に反倫理性、反公益性の大きい関係というべきであ」り、「殊に、直系血族間、2親等の傍系血族間の内縁関係は、我が国の現在の婚姻法秩序又は社会通念を前提とする限り、反倫理性、反公益性が極めて大きいと考えられるのであって、いかにその当事者が社会通念上夫婦としての共同生活を営んでいたとしても、法3条2項によって保護される配偶者には当たらない」としながらも、3親等の傍系血族間の内縁関係については、「それが形成されるに至った経緯、周囲や地域社会の受け止め方、共同生活期間の長短、子の有無、夫婦生活の安定性等に照らし、反倫理性、反公益性が婚姻法秩序維持等の観点から問題とする必要がない程度に著しく低いと認められる場合には、上記近親者間における婚姻を禁止すべき公益的要請よりも遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するという法の目的を優先させるべき特段の事情があるものというべきである」とし、本件事案に照らして特段の事情があるとして配偶者性を認める判断を示した<sup>5)</sup>。3親等の傍系血族間の内縁関係についてのみ、極めて限定的に認める判断枠組みと

<sup>2)</sup> 東京地判昭63・12・12行集30巻12号1498頁、東京地判平元・9・26訟月36巻6号1080頁（いずれも重婚の内縁関係に係る事案）。高松高判平26・4・30判例集未登載（LEX/DB文献番号25504013）は、重婚の内縁に係る事案ではなく、「社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があり、また、夫婦の共同生活と認められる事実関係が存在すると認められる」として、配偶者性を認めた。

<sup>3)</sup> 東京高判昭59・7・19行集35巻7号956頁。

<sup>4)</sup> 最1判昭60・2・14訟月31巻9号2204頁。

<sup>5)</sup> 最1判平19・3・8民集61巻2号518頁。

いえよう<sup>6)</sup>。

第2に、法律上の婚姻関係が解消されていない状態で事実上の婚姻関係が存在する、いわゆる重婚の内縁関係の事案についても数多くの裁判例がある。この点につき、リーディングケースとされる最高裁判決は、戸籍上の妻からの請求に係る事案につき、「戸籍上届出のある配偶者であっても、その婚姻関係が実体を失って形骸化し、かつ、その状態が固定化して近い将来解消される見込みのないとき、すなわち、事実上の離婚状態にある場合には、もはや右遺族給付を受けるべき配偶者に該当しない<sup>7)</sup>とする判断枠組みを示した。その後、最高裁は、同旨の判断枠組みを前提として、「このような事実関係の下では、Aと参加人（法律上の妻…筆者注）の婚姻関係は実体を失って修復の余地のないまでに形がい化していたものというべきであり、他方、被上告人（事実上の妻…筆者注）は、Aとの間で婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者というべきである」とし、事実上の婚姻関係にあった者からの請求を認容している<sup>8)</sup>。このように、法律婚と事実婚が重複している場合、後者の「配偶者」性を判断するにあたっては、判例法理は第一義的に前者の態様に着目し、法律婚の「配偶者」性判断を優先していることが読み取れる<sup>9)</sup>。

このように、公的年金は、生活保障の必要性和

いう社会保障法固有の性格に着目し、支給対象者に事実上の配偶者を含めているものの、近親婚の禁止や法律婚主義など民法が規律する婚姻法秩序の維持とまったく無関係ではあり得ず、あくまで日本の法体系全体の中での法律解釈が求められる点に留意する必要がある。したがって、事実婚に同姓婚などが含まれるかという点についても、現時点では消極的に解さざるを得ない。また遺族に対する生活保障という目的からすれば、いわゆる重婚の内縁関係における法律婚と事実婚につき、「割合的解決（たとえば、事実上の婚姻関係が認められる期間に応じて年金を分割する）」といった方策を採ることは、解釈論のみならず制度論としても難しいと言わざるを得ない<sup>10)</sup>。

### 3 生計維持要件

遺族年金の支給要件として、被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時、その者によって生計を維持していたことを要するという意味で、生計維持要件を充足しなければならない。この要件は、2つの観点から問題となる。

第1に、2で述べた重婚的内縁に係る裁判例で、とりわけ生計関係が希薄な法律上の妻との関係で、「生計維持関係」の存否が問題になることがある<sup>11)</sup>。

第2に、こうした法的紛争の場面とは異なり、以

<sup>6)</sup> その後、平成19年最高裁判決の判断枠組みを用い、配偶者性を認めた事案として、さいたま地判平23・3・23判例自治362号93頁。最近の事案では、厚生年金保険被保険者Aらの養子となる旨の養子縁組の届出をする一方で、Aと内縁関係にあった原告の配偶者性を否定した東京高判平27・4・16判例集未登載（裁判所ウェブサイト）がある。

<sup>7)</sup> 最1判昭58・4・14民集37巻3号270頁（農林漁業団体職員共済組合法）。

<sup>8)</sup> 最1判平17・4・21集民216号597頁（私立学校教職員共済法）。

<sup>9)</sup> 最近でも、重婚の内縁関係をめぐる裁判例は数多い。枚挙に暇がないが、直近では、大阪地判平27・10・2判例集未登載（裁判所ウェブサイト）、東京地判平27・5・15判例集未登載（LEX/DB文献番号25530122）、東京地判平27・5・12判例集未登載（LEX/DB文献番号25530193）、東京地判平27・4・9判例集未登載（LED/DB文献番号25525886）、大阪高判平26・11・27判例集未登載（裁判所ウェブサイト）、東京地判平26・7・25判例集未登載（LEX/DB文献番号25520714）、東京地判平26・3・13判例集未登載（LEX/DB文献番号25518277）、大阪高判平26・11・27判例集未登載（裁判所ウェブサイト）など。

<sup>10)</sup> 二重に満額の年金を支給するとの制度論についても、婚姻法秩序の観点からも、また年金財政の観点からも困難であろう。

<sup>11)</sup> 配偶者要件の判断を行わず、もっぱら生計維持要件の有無を判断し、これを否定した最近の裁判例として、前掲・東京地判平27・5・15（注9）、東京地判平27・3・17判例集未登載（LEX/DB文献番号25525346）、東京高判平26・3・13訟月61巻3号609頁、東京地判平25・6・27判例集未登載（LEX/DB文献番号25513239）など。東京地判平27・2・24判例集未登載（裁判所ウェブサイト）では、孫の生計維持要件の充足が否定された。

下述べるように、主として制度論の場面で、生計維持要件が問題となっている。

遺族年金が、主たる生計維持者の死亡による遺族への生活保障の必要性に着目して設けられた仕組みであることからすれば、生活保障の必要性が低い者に対してまで給付する理由は希薄であるといえる<sup>12)</sup>。こうした観点から、通達により、前年の収入が年額850万円以上又は前年の所得が同655.5万円以上である場合、原則として生計維持認定の対象から外す扱いとされ<sup>13)</sup>、裁判例もこうした基準を適法と解してきた<sup>14)</sup>。しかし、この基準が高すぎるのではないかが、問題となっている〔社会保障審議会年金部会（2014b）、p.5〕。

生計維持要件は、保険事故発生時に受給権が発生するかを判断するための要件（権利発生要件）であり、受給権が発生しなかった場合は、たとえその後収入が下がっても、支給停止の解除と異なり、支給が開始されることがない性質のものであるとされ、政府説明によれば、こうした法的性格から、通常の所得制限による支給停止と同様の考え方は採ることができず、社会通念上著しく高額な収入があるもの、すなわち通常の所得分類の最高位に該当する者ということで被用者年金の上限10%にあたる年収を基準として採用したとされている〔社会保障審議会年金部会（2014b）、p.5〕。なお現在の収入金額850万円という基準は、1994（平

成6）年改正において、厚生年金の報酬月額の上位約10%にあたる者の変動に合わせて、600万円から850万円以上へと引き上げられたものである。

この点につき、従来の社会保障審議会年金部会における議論として、2003（平成15）年の意見書「年金制度改正に関する意見」では、「生計維持要件の850万円については、高すぎるとの指摘があった」としながらも、「この要件は、死亡時点において判断するものであり、将来の収入を見通すことは困難であることから、広く受給権が発生するように設定されているものであることも考慮して検討していくべきである。なお、基準以上の収入が見込まれ受給権が発生しなかった遺族は、その後予測できない収入の変化があった場合でも遺族年金の支給を受けることができないことについても、併せて検討すべきである」〔社会保障審議会年金部会（2003）〕と述べ、改正に対し消極的である。2015（平成27）年に出された「社会保障審議会年金部会における議論の整理」では、「遺族年金制度の在り方について」という項目を立てているものの、この論点については言及されていない〔社会保障審議会年金部会（2015）、pp.23-24〕。

生計維持要件が権利発生要件であることからすれば、遺族にある程度の収入があっても、生計維持関係の存在を認めるのは合理的である。ただし、子の扶養に対する配慮（扶養子を含めた従前生活の一定水準の確保）は必要と思われるもの

<sup>12)</sup> 東京高判平15・10・23訟月50巻5号1613頁は、法59条が生計維持要件を規定する理由は、上記遺族のうち被保険者等により生計を維持していた者でない者については、被保険者等の死亡によっても遺族厚生年金により生活保障を与える必要性が低いと考えられるところにあると解される」とする。

<sup>13)</sup> 「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」（平成23年3月23日年発0323第1号）。こうした基準に該当しないが、定年退職等の事情により近い将来（おおむね5年以内）収入が年額850万円未満又は所得が年額655.5万円未満となると認められる場合も、要件を満たすものとされている。

<sup>14)</sup> 前掲・東京高判平15・10・23（注12）（収入金額の基準が600万円であった時期の事案）。前掲・東京地判平27・2・24（注11）は、夫婦間の経済的依存関係は密接であり、かつそれが長期にわたり継続すると考えられる以上、被保険者等の死亡当時において、被保険者とその配偶者である支給対象者が生計同一関係にあり、かつ支給対象者が高額な年収（850万円以上）を将来にわたって得ると認められないときには、一方の収入がなくなれば他方の生計維持に支障を来すことになるであろうから、かかる事情の存在をもって生計維持関係の存在を推定することには合理性がある」と判示した。なお同判決では、共働き夫婦の場合、夫の収入が少なく、事実上妻が夫を扶養しているも、生計維持関係が認められ、妻に遺族厚生年金が支給されるのに対して、祖母と孫の間においては、祖母が孫の衣食住といった生活の根幹に関わる費用を負担し、扶養していた事実を立証しなければ生計維持要件を充足すると認められないのは、平等原則に反する旨の原告の主張に対し、「夫婦間と祖母と孫との間では生活維持に関わる義務の程度が異なるから、夫婦間と祖母と孫との間では、生計維持要件充足性の判断に際し、要求される立証の程度が異なるのは合理的な差異であり、平等原則に反するものとはいえない」とする。

の、遺された配偶者が自らの収入で自身の平均的水準の生活を賄えるのであれば、併せて遺族年金を支給し続ける必要性は高くないと言わざるを得ない。一定期間経過後の遺族の所得水準低下のリスクは、当該遺族自身の生活保障リスクとして独自に対応すべきであろう。遺族年金に、拠出と給付の直接的なけん連性が認められず<sup>15)</sup>、拠出に基づく給付という意味での権利性が相対的に希薄であることからすればなおさら、子の扶養に対する配慮は別として、850万円という現行制度の基準は、相当程度（例えば、厚生年金の報酬月額の中位程度）まで引き下げるべきではないかと思われる。

#### Ⅳ 社会の変容と遺族年金

##### 1 支給要件における男女差

Ⅲ-1でみたように、遺族年金の支給要件には、男女（夫と妻）の間で差異が存在する。この点は、遺族年金が、とりわけ高度経済成長期以降、いわゆる男性片働き（専業主婦）世帯をモデルとし、主たる生計維持者である夫亡き後の妻などの生活保障を目指してきたことを端的に物語るものである。しかし、世帯の多様化、女性の就労促進などにより、共働き世帯が多数を占めるようになってきた中で、改めて社会実態に合わせた仕組みへの見直しを検討する必要がある。

こうした男女差が、憲法14条1項にいう「法の下の平等」に反し違憲であるとして、裁判所で争われた2事件4判決がある。以下、事案の概要と判旨の紹介を行っておきたい。

##### (1) 遺族基礎年金支給停止処分取消請求事件〔事案の概要〕

本件は、国民年金の被保険者であった亡A（母）の子であるXが、厚生労働大臣から、国民年金法41条2項（2012〔平成24〕年改正前）に基づき遺族基礎年金の支給停止処分を受けたことに対し、遺族基礎年金の支給に係る同法の規定が、母子家庭

と比べて父子家庭を不当に差別するものであって憲法14条1項の定める平等原則に反するとして、国（Y）を被告として、本件支給停止処分の取消を求めた事案である。

##### 〔判旨〕

a東京地判平25・3・26判例集未登載（LEX/DB文献番号25511386）

①「国民年金制度は、憲法25条2項が規定する理念に基づき、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とし（国民年金法1条）、この目的を達成するため、国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な給付（老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等）を行うものであるところ、憲法25条の趣旨に依って具体的にどのような立法措置を講ずるかの選択決定は、立法府の広い裁量に委ねられており、それが著しく合理性を欠き明らかに裁量権の範囲の逸脱、濫用とみざるを得ないような場合を除き、裁判所が審理判断するのに適しない事柄であるということができるものの、同条の趣旨に依って制定された法令において受給権者の範囲、支給要件等につき何ら合理的理由のない不当な差別的取扱いをすることは別に憲法14条違反の問題が生じると解される（最高裁昭和51年（行ツ）第30号同57年7月7日大法廷判決・民集36巻7号1235頁、最高裁平成17年（行ツ）第246号同19年9月28日第二小法廷判決・民集61巻6号2345頁参照）。」

②「妻に対する遺族基礎年金は、主な生計維持者である夫を失って生計の途を失い、かつ、未成年の子を養育しているため就労することが困難であることを根拠に支給されるものであるところ、父子家庭に遺族基礎年金が支給されないのは、母子家庭と比べて父子家庭は一般に所得が高く、しかも男性は女性と比べて一般に雇用機会・雇用条件が恵まれている場合が多いことを考慮したからであり、このような点を踏まえて、母子家庭とは異

<sup>15)</sup> 最3判平12・11・14民集54巻9号2683頁。

なり一般的に稼得能力の大幅な損失が生じない父子家庭を遺族基礎年金の支給対象から除外したことには合理的な理由があると認められる。そして、父子家庭にも遺族基礎年金を支給することとした場合には、新たに受給権を有する者に対する遺族基礎年金の給付費用は、他の被保険者が拠出した保険料や国庫負担によって賄われることになるところ、このような国民年金事業の財政及び国の財政事情に密接に関連する事項の決定については、立法府に広範な裁量があるというべきであるし、生存権の保障は、生活保護法による生活扶助等を含め、憲法25条を具体化するための種々の施策によって総合的に実現されていくものであるから、父子家庭に遺族基礎年金が支給されないことにより当然に当該父子家庭の父及び子が過酷な状況に置かれるともいえない。

そうすると、国民年金法が被保険者である又は被保険者であった父が死亡した場合における死亡者によって生計を維持されていた妻と子に対してのみ遺族基礎年金を支給することとしていることは、合理的理由のない不当な差別的取扱いであるということではできず、憲法14条1項に違反するものとはいえない。」

#### b 東京高判平25・10・2判例集未登載

控訴審である東京高裁も、基本的に原判決をそのまま引用して、Xの控訴を棄却した。その際、裁判所は、控訴審でのXの主張に依って、以下のように判示した。

①「我が国においては、従前、雇用機会、雇用条件、就労収入等について男女間に根強い格差があり、父親が稼働して生計を支え、母親が育児、家事労働に従事する家族形態の世帯がなお相当数存在することは、顕著な社会的事実である。……父子家庭の数は母子家庭の約6分の1であり、父子家庭の父は常用雇用、事業主の割合が高いのに対し、母子家庭の母は臨時・パートの割合が高く、父子家庭の平均年収は母子家庭の2倍近く、就労収入でみれば母子家庭は父子家庭の半額以下である。したがって、母子家庭と比べて父子家庭は一般に所得が相当高く、男性は女性に比べて雇用機

会・雇用条件が恵まれていること、父親の収入で一家を支える世帯が相当数存在することは、本件各支給停止処分がされた当時においてもなお認められた社会的事実であるといえることができる。」

「上記のような事実を踏まえてみれば、父子家庭と母子家庭とを比較して、遺族基礎年金の支給を行うべき必要性は、一般に母子家庭がより大きいとみることができる。そうすると、母子家庭であるか否かを遺族基礎年金の支給対象の基準とすることも、国民年金制度において、限りのある給付を、必要とする対象者に行うという見地からみて、合理性を欠くとはいえない。もっとも、父子家庭の所得が統計的、一般的に母子家庭に比し高いといっても、個別的には所得の低い父子家庭も存在することはXらの指摘するとおりである。しかし、原判決の説示するとおり、経済的に生活に困窮する場合には生活保護等による補助を受けることができるのであるから、個別的に上記のような事例があり得るからといって、社会保険制度としての遺族基礎年金について、一般的な父子家庭と母子家庭の間の差異を基に、その支給基準を設けることが不合理であるとはいえない。また、このような基準を設けることは、前記のとおり母子家庭と父子家庭の経済的な格差を踏まえて、被保険者の死亡に伴い生活保障を要する遺族に必要な給付を行うことを目的としているのであって、男女の社会的役割の相違を助長し固定化することを目的とするものとは認められない。したがって、このような基準を定めることが、法の下での平等に反し、立法府の裁量権の逸脱又は濫用に当たるとまでは認められない。」

#### (2) 遺族補償年金等不支給決定処分取消請求事件

##### 〔事案の概要〕

本件は、地方公務員であった亡Aの公務災害に基づく死亡について、Aの夫であるXが、処分行政庁B（地方公務員災害補償基金大阪府支部長）に対し、地方公務員災害補償法（地公災法）に基づき、遺族補償年金等の請求をしたところ、同法32条1項但書1号及び同法附則7条の2第2項の定める

年金の受給要件（夫については職員の死亡の当時55歳以上であること）を充たさないなどとして、いずれも不支給とする処分を受けたため、配偶者のうち夫についてのみ年齢要件を定めた地公災法等の規定が、法の下での平等を定めた憲法14条1項に違反するとして、Y（地方公務員災害補償基金）に対し、不支給処分の取消を求めた事案である。

〔判旨〕

a大阪地判平25・11・25判時2216号122頁

①「憲法14条1項は、法の下での平等を定めており、この規定は、事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくものでない限り、法的な差別的取り扱いを禁止する趣旨のものである（最高裁昭和39年5月27日大法廷判決・民集18巻4号676頁，同昭和48年4月4日大法廷判決・刑集27巻3号265頁等）。」

「地方公務員災害補償制度は、……一種の損害賠償制度の性格を有しており、純然たる社会保障制度とは一線を画するものであることは否定できない。」「ただ、同時に、……遺族補償年金制度にはYらが主張するように社会保障的性質をも有することは否定できない。」

そのような性質を有する遺族補償年金制度につき具体的にどのような立法措置を講じるかの選択決定は、上記制度の性格を踏まえた立法府の合理的な裁量に委ねられており、本件区別が立法府に与えられた上記のような裁量権を考慮しても、そのような区別をすることに合理的な根拠が認められない場合には、当該区別は、合理的な理由のない差別として、憲法14条1項に違反するものと解するのが相当である。」

②「地公災法の立法当時、遺族補償年金の受給権者の範囲を画するに当たって採用された本件区別は、女性が男性と同様に就業することが相当困難であるため一般的な家庭モデルが専業主婦世帯であった立法当時には、一定の合理性を有していたといえるものの、女性の社会進出が進み、男性と比べれば依然不利な状況にあるとはいえるものの、相当の就業の機会を得ることができるようになった結果、専業主婦世帯の数と共働き世帯の数が逆転し、共働き世帯が一般的な家庭モデルとなって

いる今日においては、配偶者の性別において受給権の有無を分けるような差別的取扱いとははや立法目的との間に合理的関連性を有しないというべきであり、Xのその余の主張について判断するまでもなく、遺族補償年金の第一順位の受給権者である配偶者のうち、夫についてのみ60歳以上（当分の間55歳以上）との本件年齢要件を定める地公災法32条1項ただし書及び同法附則7条の2第2項の規定は、憲法14条1項に違反する不合理な差別的取扱いとして違憲・無効であるといわざるを得ない。」

b大阪高判平27・6・19判時2280号21頁

①「地公災法の定める遺族補償年金は、職員の死亡により扶養者を失った遺族の被扶養利益の喪失を填補し、遺族の生活を保護することを目的とするものであり、基本的に社会保障制度の性格を有するものというべきである。それは、基本的に憲法25条の趣旨を実現するために設けられた社会保障制度の一環であるといえる。」「憲法25条の規定の趣旨にこたえて具体的にどのような立法措置を講じるかの選択決定は、立法府の広い裁量にゆだねられており、それが著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・濫用とみざるを得ないような場合を除き、裁判所が審査判断するのに適しない事柄であるといわなければならない。もっとも、同条の趣旨にこたえて制定された法令において受給権者の範囲、支給要件等につき何ら合理的理由のない不当な差別的取扱いをするときは別に憲法14条1項違反の問題を生じ得るというべきである（最高裁昭和57年判決，最高裁昭和60（行ツ）第92号平成元年3月2日第1小法廷判決・裁判集民事156号271頁，最高裁平成17年（行ツ）第246号同19年9月28日第2小法廷判決・民集61巻6号2345頁参照）。」

②「今日において、i）女性（特に、配偶者を有する者（妻））は、男性に比べて労働力率が相当低いこと、ii）女性は、雇用者数に占める非正規雇用の割合が50パーセントを超えており、その割合は男性における非正規雇用の割合の3倍近いこと、iii）男女間の賃金格差が大きく、女性の賃金額は男性のその概ね6割以下にすぎず、女性は、男性

と比べて賃金が著しく低いこと、iv) 専業主婦世帯数は、従前から減少し続け、共働き世帯数より下回っているものの、なお787万世帯(平成22年当時)存在するところ、平成22年国勢調査に基づき20歳から59歳までの年齢階層につき家事のみしている妻(専業主婦)と家事のみしている夫(専業主夫)の人数を比較すると、家事のみしている妻の人数は、家事のみしている夫の人数の100倍を大きく超えているのであり、専業主婦の世帯数よりはるかに多いことが認められ、これらに照らせば、夫が死亡した場合、専業主婦世帯において夫が死亡した場合はもちろんのこと、共働き世帯において夫が死亡した場合においても、妻が独力で生計を維持することができなくなる可能性は高いというべきである。これに対し、妻が死亡した場合に、夫が独力で生計を維持することができなくなる可能性は、上記の妻が独力で生計を維持することができなくなる可能性と比較して著しく低いというべきである。

これらの事情からすれば、今日の社会情勢の下においても、妻については、年齢を問わずに『一般に独力で生計を維持することが困難である』と認めて、遺族補償年金を受給できるものとするが、夫については、年齢を問わずに『一般に独力で生計を維持することが困難である』とは認められないとして、『一般に独力で生計を維持することが困難である』と認められる一定の年齢に該当する場合に遺族補償年金を受給できるものとする旨の遺族補償年金の受給要件に係る区別を設けた本件区別は、合理性を欠くということとはできない。』

### (3) 若干の整理

本稿は、規定の合憲性についての法解釈論の展開ではなく、遺族年金の制度論的検討を目的とするため、規定の合憲性判断に踏み込んだ検討は行わず、判決に係る若干の整理を行うにとどめておきたい<sup>16)</sup>。

支給要件の男女差が、憲法14条1項の定める法

の下での平等に反するか否かを判断するにあたっては、裁判所が定立した違憲審査基準が極めて重要な意味を有する。この点につき、(1) a判決、(1) b判決、(2) b判決は、障害福祉年金と児童扶養手当の併給調整の合憲性が争われた堀木訴訟最高裁大法廷判決(最大判昭57・7・7)や、障害福祉年金の支給に係る国籍条項の合憲性が争われた塩見訴訟最高裁判決(最1判平元・3・2)、学生障害無年金訴訟最高裁判決(最2判平19.9.28)を引用し、憲法25条に基づく社会保障立法に係る広範な立法裁量を認めた。これに対し、(2) a判決は、地方公務員災害補償法の遺族補償年金の支給要件に係る事案であり、(2) a①にみられるように、業務上(公務上)の災害補償制度に係る責任保険的な性格に由来する損害賠償的側面に着目して、堀木訴訟最高裁大法廷判決が示した判断枠組みを採用せず、いわゆる待命処分事件最高裁判決(最大判昭39・5・27)、尊属殺規定違憲判決(最大判昭48・4・4)を引用しながら、より厳しい審査基準を採用したものとみられる。

そのうえで、各判決は、「何ら合理的な理由のない不当な差別的取扱い」にあたるか否か((1) a判決、(1) b判決、(2) b判決)、「区別することに合理的な根拠が認められない」か否か((2) a判決)につき、それぞれ種々の要素を勘案しながら判断を行っている((1) a②、(1) b①、(2) a②、(2) b②)。(2) a②において、他の判決と異なり、共働き世帯が一般的な家庭モデルとなっている点に着目し、配偶者の性別による受給権の差異と立法目的との合理的関連性を否定している点が注目されるものの、こうした点への着目自体、上記のように、より厳しい違憲審査基準を採用したこと由来しているとみる余地がある。

(1)の事案は、結論的には合憲とされたものの、争点となった遺族基礎年金に係る支給要件の男女差については、2012(平成24)年年金財政強化法により、従来、「妻」と規定されていたのを、「配偶者」と改めたことにより解消されたことは先述の通りである。

<sup>16)</sup> (2) 事件の解釈論的検討については、本号の社会保障判例研究(江口隆裕執筆)を参照されたい。

(2)の事案は、地裁と高裁で結論を異にし、最高裁判所の判断が待たれている。(ii) b判決のように、遺族補償年金の社会保障的側面に着目した場合、同様の年齢要件は遺族厚生年金にも存在するため、その合憲性に係る最高裁の判断は、遺族厚生年金の支給要件のあり方にも影響を及ぼすこととなり得る。ただし、上述の2012(平成24)年改正にみられるように、規定の合憲性如何と規定改正に係る政策判断は、必ずしも連動すべき必然性はなく、次に述べるように、必要に応じて積極的に法改正を行っていくことが望ましいと考えられる。

## 2 女性の就業と遺族年金

遺族年金の支給要件に係る男女差は、A. IV-1(2)の事案でも同様に争われた、夫にのみ年齢要件が課される(子のある55歳未満の配偶者は妻にのみ支給され、55歳以上60歳に達するまでの夫は原則として支給停止される)遺族厚生年金のほか、B. 子のない妻にのみ支給される遺族厚生年金、C. 中高齢寡婦加算、D. 寡婦年金にも存在する。実は、男女差を解消すべきという立場を基本的には支持するとしても、どのように解消すべきかについては、唯一の回答が導き出されるわけではなく、総合的な判断が必要である<sup>17)</sup>。

ひとつの解決策としては、現状、女性(妻)のみが対象となっている保障をすべて男性(夫)にも及ぼすことが考えられないではない。A. 遺族厚生年金に係る夫の年齢要件を外し、B. 子のない夫にも遺族厚生年金を支給し、C. 中高齢寡夫加算を設け、D. 寡夫年金を設けるというものである。これに対しては、財源の確保の必要性という問題が生じ得る。ただし、より重要なのは、そうした女性(妻)への保障をすべて男性(夫)にも及ぼすことが、家族や社会・経済の変容といった近時の遺族年金制度をめぐる状況変化と相容れない側面を有するという点である。すなわち、男女共同

参画やワーク・ライフ・バランスの理念の下、将来的には男女を問わず仕事をもち家事・育児責任を負う社会が目指されるべきであるとすれば、主たる生計維持者である配偶者を失った生存配偶者の高齢期に至るまでの主たる生活手段を遺族年金に求め続けることは、必ずしも適切とは思われない。

そうすると、もうひとつの解決策として、現在、女性(妻)に対してのみ行われている保障を廃止していく方向性が考えられる。2004(平成16)年改正により、30歳未満で子のない妻に対し、5年の有期支給としたのも、こうした方向での改正と位置付けることができる。ただし、こうした改正を行うためには、女性(妻)の雇用・就労環境の整備・充実が、前提条件として確保されている必要がある。こうした環境整備が十分整っていないにもかかわらず給付を廃止することは、これらの対象者の貧困・生活困窮状態を悪化させることになりかねない。

したがって、制度改革のあるべき方向性としては、現時点での労働市場などの動向も踏まえながら、個別かつ慎重に判断していく必要がある。この点で、2012(平成24)年年金財政強化法により、遺族基礎年金の支給対象に父子家庭が加えられたことがひとつの基準となり得る。すなわち、一方で、子が独り立ちするまでの扶養に関連する親子年金的な性格をもつ給付については、男性(夫)配偶者にも拡大することに合理性が認められる。遺族年金制度の歴史を振り返ってみれば、遺族年金が存在したことも、親のニーズとは独立した子ども固有の所得保障ニーズに対応した仕組みを遺族年金において積極的に評価する一要素となり得よう。他方で、もっぱら生存配偶者の生活保障を目的とした給付については、労働市場の動向をみながら、随時有期化していくことが考えられる。主たる生計維持者の死亡という大きな環境変化があった以上、生活の建て直しのための一定期間

<sup>17)</sup> 社会保障審議会年金部会(2015, pp.23-24)では、共働きが一般化することを前提とした場合の遺族年金制度の在り方につき、おそらく私見と同様の問題認識に立ちつつも、「遺族年金制度は、時間をかけて基本的な考え方の整理から行っていくのが良いのではないかとの認識を共有した」とするにとどまり、問題解決をいわば先送りした形となった。

(たとえば5年間)、生活を支えるための給付を行うことは合理的であるものの、それ以後については、生計の糧を自ら獲得していくことが本来的に求められると考えられるからである。遺族年金が自らの保険料に基づく給付ではない(拠出と給付の直接的なけん連性がない)ことも、高齢期に至るまでの遺族年金の必要性を規範的に基礎付けるにあたって消極的に評価する事情となり得る。

こうした観点から、少なくとも18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子などを扶養する男性(夫)に対する遺族厚生年金の支給は認められて然るべきである一方、労働市場や女性の就業の動向などを見極めながら、子のない妻への有期支給の拡大(さしあたり30歳代まで)などが検討されるべきであるように思われる<sup>18)</sup>。

なお前述したように、前年の収入が年額850万円以上である場合、原則として生計維持認定の扱いから外すとの扱いについても、子の扶養に対する一定の配慮は必要であるとしても、相当程度引き下げる必要がある。

## V むすびにかえて

伝統的な理解によれば、社会保障は、困窮の原因となるべき一定の社会的事故ないし要保障事由の発生に際しての所得の保障ないし経済保障と捉えられてきた〔菊池(2014), p.89〕。その後、身体・健康を法益とする医療保障や、生活上のハンディキャップに対する社会福祉・介護サービスなどの保障も、社会保障の一環として捉えられるに至った。このように、社会保障の歴史的展開過程にあっては、経済社会の進展に伴い、社会に存在するさまざまなニーズのうち、公的対応が必要であると社会的合意が図られるに至ったものが随時制度化されてきた。

こうした社会保障の性格に着目して、笠木は、「社会に現存するニーズに対して給付を行うこと

が社会保障の目的であり、そのニーズを発生させる原因の解決は少なくともその一義的な目的ではないという考え方がありえ」と指摘する〔笠木2015), p.137〕。さらに、この指摘は社会保障法のアイデンティティにかかわる重要な問題提起であると、社会保障法は<現実>を前提に、そこにおける必要に対応するものなのか(「現実反映モデル」)、それとも、<あるべき社会>を想定し、それに向けて社会を変革していくものなのか(「規範的変容モデル」)と問いかけてもいる〔山本(2015), p.131〕。

本稿でみてきたように、遺族年金で女性受給者に有利な扱いがなされてきたのは、男性片働き(専業主婦)世帯が、高度経済成長期以降の日本社会において一般的な形態となったからにほかならない。こうした制度創設の前提となった社会状況(立法事実)が、現在でも一定程度妥当する以上<sup>19)</sup>、伝統的な「現実反映モデル」からすれば、依然として従来の制度を存続させることに合理性が認められよう。そして、こうした立場からすれば、性中立的な社会保障制度への変革に先立ち、男女を問わず平等な働き方を、まずは雇用・労働法制の変革を通じて実現すべきという帰結ともなり得る。

他方、定型的な社会保障の仕組みを温存することは、そこで想定されているパターン以外の生活様式を選択する人びとに対して、経済的な不利益をもたらす。この不利益は、結婚・出産育児・退職・再就職といった一連のライフサイクルを通じて積み重なることで、個々人の生き方への(間接的ではあるが決して小さくない)制約となり得る。したがって、長期的には、特定の家族形態や雇用形態による不合理な不利益を生じさせない制度の構築が目指されるべきであろう。

とはいえ、本稿でみたように、労働市場改革が進展し、女性を取り巻く雇用・労働環境の改善が大幅に進んだとしても、遺された子のニーズをど

<sup>18)</sup> 40歳代以降については、中高齢寡婦加算のあり方を含め、労働市場や女性の就業の動向をより慎重に見極めながら、適切な改正時期を判断する必要があるように思われる。

<sup>19)</sup> 今でも夫婦世帯の半数以上が第2号被保険者の夫と第3号被保険者の妻の組み合わせである〔社会保障審議会年金部会(2014a), p.35〕。

う考えるべきかなど、遺族に対する固有の給付の必要性が当然になくなるわけではない。その意味で、「男女の雇用の格差の解消が進み、高齢期は自分自身の年金で暮らすことが基本となれば、将来は遺族年金は不要となる」〔社会保障審議会年金部会（2003）〕との見方は、遺族年金制度の全体像を必ずしも十分踏まえていないように思われる。

遺族年金のあり方が、婚姻法秩序や労働市場のあり方との関係を抜きにして論じられないことを踏まえながらも、「あるべき社会」に向けて最低限必要な制度改革を怠ることのないよう、適時適切に政策論議を積み重ねていく必要がある。

#### 参考文献

- 笠木映里（2015）「憲法と社会保障法」『法律時報』Vol.87, No.11, pp.133-141。  
 菊池馨実（2014）「雇用社会の変化とセーフティネッ

- ト」, 荒木尚志編『岩波講座 現代法の動態3 社会変化と法』, 岩波書店, pp.87-108。  
 厚生省五十年史編集委員会（1988）『厚生省五十年史（記述篇）』中央法規出版。  
 国立社会保障・人口問題研究所（2016）『社会保障統計年報 平成28年版』, 法研。  
 社会保障審議会年金部会（2003）「社会保障審議会年金部会 年金制度に関する意見」（平成15年9月12日）。  
 ———（2014a）「第27回社会保障審議皆年金部会資料1：働き方に中立的な社会保障制度」（平成26年11月4日）。  
 ———（2014b）「第27回社会保障審議会年金部会資料3：遺族年金制度の在り方」（平成26年11月4日）。  
 ———（2015）：厚生労働省「社会保障審議会年金部会における議論の整理」（平成27年1月21日）。  
 堀勝洋（2013）『年金保険法（第3版）』法律文化社。  
 山本龍彦（2015）「イントロダクション」『法律時報』Vol.87, No.11, pp.72-75。

（きくち・よしみ）

## **Current Status and Issues of Survivor's Pension**

Yoshimi KIKUCHI\*

### Abstract

Public Pension has been developed as the core of income security programs in Japan. Among three benefits, Old-Age Pension, Disability Pension and Survivor's Pension, Survivor's Pension has contributed to maintain the survivors' standard of living and prevent them to sink into poverty. In this article I summarized historical development, current situation and structure of Survivor's Pension. By focusing on subsistence requirement and spouse requirement, the relevance between marriage law and pension law has been clarified. Then the validity of difference between the sexes in payment requirements has been examined. Necessary reform should not be hesitated to realize gender equality.

Keywords : Survivor's Pension, National Pension, Employee's Pension Insurance, Subsistence Requirement, Spouse Requirement

---

\* Professor, Waseda University School of Law